中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	（法第三条第一項の主務省令で定める保存）
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　［略］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第一号、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第一号及	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。 （電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　［略］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項第一号の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第一号及び第四十条第十二項